

## 経過措置規定の対象について④

### 【本則第10条(類型B)】

- 新設される営業届出の制度の趣旨は、許可業種よりも公衆衛生上のリスクの低い営業についても、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業者の把握を行おうとすることにある。
- このとき、類型Bに属する既存許可営業者については、既に地方自治体により把握がなされており、新たに届出を求める実益に乏しいことから、類型Bの営業者に関しては、第3次施行日に届出を行ったとみなす。

類型B:X県において乳類販売業の政令許可(期限5年)を2016年10月1日に取得(更新)した場合

許可を取得(更新)  
(2016年10月1日)

第3次施行日  
(2021年6月1日)

本則第10条による経過措置

